

習志野市立図書館 ハンディキャップサービス取扱い要領

1. 目的

本要領は習志野市立図書館運営規則(以下「規則」という。)第8条及び第9条に定める視覚障害者用資料の貸出し及び習志野市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)が備える視覚障害者用読書支援機器(以下「読書支援機」という。)の取扱いについて必要な事項を定める。

2. 視覚障害者用資料の内容

規則第8条に定める視覚障害者用資料の内容は次表のとおりとする。

種類	内容
視覚障害者用録音資料	録音テープ、DAISY、マルチメディアDAISY、録音広報
視覚障害者用点字図書	点字図書

3. 読書支援機の内容

読書支援機の内容は次表のとおりとする。

種類	内容
音声読み上げ機	スキャナーで印刷物を取り込み、読み上げることができる。
視覚障害者用インターネット端末	インターネットで検索した内容を読み上げることができる。

4. 視覚障害者用資料の貸出し及び読書支援機を利用できる者

視覚障がい者用資料の貸出し及び読書支援機を利用することができるものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者。
- (2) 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障がいがある者。
- (3) その他中央図書館長が特に必要と認めた者。

5. 登録

視覚障害者用資料の貸出し及び読書支援機を利用しようとする者は、規則第2条第2項に規定する図書館利用登録申込書を館長に提出し、図書館カードの交付を受けなければならない。

- (2) 図書館カードの交付を受けようとする者は、別紙「視覚障がい者用資料の利用を申し込まれる方へ」により確認を受けなければならない。
- (3) 前二項の手続きは、代理人によって行うことができる。

6. 登録の失効

前項で利用登録を受けた日以後利用されない日が引き続き5年を経過したときは失効するものとする。

7. 視覚障害者用資料の貸出し

- (1) 貸出冊数及び貸出期間

資料名	貸出数	貸出期間・貸出延長期間
点字図書	5タイトルまで	30日以内
録音テープ、DAISY、 マルチメディアDAISY	計5タイトルまで	30日以内
録音広報	制限なし	14日以内

- ・ 貸出延長は貸出期間に申し出があり予約の無い場合1回できる。

(2) 郵送による貸出し

視覚障がい者用資料の貸出しは規則第8条第2項に定める郵送による貸出しの他、配送により行うことができる。

- ① 本市に住所を有し、身体障害者法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障がいの認定を受けている者。
- ② その他、中央図書館長が特に必要と認めた者。

(3) 配送による貸出し

申込者が配送を希望する場合は、中央図書館より配送サービスを行う。

8. 読書支援機の利用

- (1) 読書支援機を利用しようとする者は中央図書館の予約・資料相談カウンターに申し込まなければならない。
- (2) 読書支援機の利用時間は開館時間内と定め、利用時間を設け他に利用を希望する者がいない限り延長できるものとする。

附則

この要領は令和元年11月2日から施行する。

この要領は令和3年11月18日から施行する。